

# 第5回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 7番, 8番)

開催期日 平成29年11月29日

第5回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 平成29年11月29日(水) 午後9時30分  
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 藤 沢 祐 之

本日の出席委員

1番 藤 田 淳	10番 桂 一 照
2番 中 島 信 之	11番 亀 田 孝
3番 大 畠 政 勝	12番 清 水 哲 雄
4番 鳥 村 正 行	13番 長谷川 誠
5番 笹 谷 和 広	14番 木 内 浩 一
6番 塚 本 政 紀	15番 田 村 俊 彦
7番 長 尾 卓 也	16番 川 崎 浩 彦
8番 寺 雅 彦	17番 小 川 信 一
9番 平 田 善 治	18番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員 なし

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局長 吉 川 道 也  
" 事務局参与 藤 沢 祐 之  
" 事務局員 仁 平 竜 太

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 7号	農地法第18条第6項の規定による通知について
5	報告第 8号	農地のあっせん成立について
6	議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第16号	土地の現況証明願いについて
8	議案第17号	農用地利用集積計画(案)について
9	議案第18号	農地のあっせんについて
10	議案第19号	農地利用の最適化の推進に関する指針(案)について
11		農業団体等報告事項

(事務局長)

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第5回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。

栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

栗山町農業振興公社の地域懇談会に、それぞれ担当地区の委員の皆さんにご出席願いました。大変ご苦勞様でした。それでは早速、総会を始めたいと思います。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、7番長尾委員、8番寺委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。10月30日、運営委員会が開催されました。31日、南空知農業委員会会長会議が月形町で開催され、吉田会長が出席しております。11月7日、平成29年度地区別農業委員等研修会が月形町で開催され、大島委員・塚本委員・長尾委員・寺委員・平田委員・田村委員・川崎委員が出席しております。13日、平成29年度第Ⅱ期南空知農業委員会連絡協議会が岩見沢市で開催され、吉田会長・小川代理が出席しております。14日から24日まで、平成29年度栗山町農業振興公社地域懇談会が町内23箇所で開催され、各地区担当委員が出席しております。16日、平成29年度第1回栗山町農業教育振興会総会が開催され、吉田会長が出席しております。22日、現地調査を、鳥村委員、清水委員、田村委員で実施しております。27日、第2回農政部会が開催されました。以上です。

(議長)

11月27日に開催された第2回農政部会について、内容の説明を農政部会長より願いたします。

(2番 農政部会長)

それでは、27日に開催されました第2回農政部会の協議内容をご報告いたします。

新規就農認定として、2組の認定を行いました。

各ご夫妻に出席いただき、営農計画などの説明の後、各委員からの質問を受け、それぞれ、満場一致で認定を行いました。

2組とも、サラリーマンからの転職で、研修以来、積極的に地域活動にも参加され、地域との調和も問題がないとのことであります。営農計画などを総合的に判断し、部会におきまして、就農認定をいたしましたことをご報告いたします。

(議長)

はい、ありがとうございます。只今、農政部会長より新規就農の認定ということで報告がございましたが、何か質問等ございませんか。

なければ、新規就農の認定をした「〇〇さんご夫妻」「〇〇さんご夫妻」がお見えになっておりますので、ご紹介します。

それでは、自己紹介を願います。

まず、〇〇さんご夫妻。

〇〇さん ー自己紹介ー

続きまして、〇〇さんご夫妻。

〇〇さん ー自己紹介ー

(議 長)

〇〇さんご夫妻、〇〇さんご夫妻、これから頑張ってください。委員各位におかれましても今後ともご支援などをよろしくお願いします。

ー新規就農者退出ー

日程4 報告7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れについて農地法第18条第6項の規定により通知があったので報告する。今回は1件となります。

番号1 所在 〇〇45番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積2,580㎡外8筆 計9筆20,422.94㎡全筆田でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成27年12月30日 契約期間 平成27年12月30日から平成30年11月30日 解約通知日 平成29年11月13日 通知者 貸主 栗山町〇〇46番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇〇533番地 〇〇〇〇 となっております。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第8号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第8号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は2件でございます。

番号1 申出者 栗山町〇〇265番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇540番地 株式会社

〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇140番地2 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積 1,781 m<sup>2</sup> 計 1 筆でございます。成立年月日 平成29年11月10日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員・吉田委員でございます。

番号2 申出者 栗山町〇〇266番地5 〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇540番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇140番地3 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積 1,800 m<sup>2</sup>他1筆 計 2 筆 2,305 m<sup>2</sup>全筆田でございます。成立年月日 平成29年11月10日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員・吉田委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及び使用貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回2件でございます。

番号1 所在 〇〇140番地7 地目につきましては公簿 畑 現況、田 面積 2,369 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。譲渡人 〇〇266番地5 〇〇〇 摘要といたしまして、今後耕作することがないので、申請地を譲受人に売渡したい。譲受人 字〇〇540番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 摘要といたしまして 隣接地を耕作しており、規模拡大を図るため買い受けたいとなっております。

番号2 所在 字〇〇〇61番地1 地目につきましては公簿 畑、現況 田、面積 2,100 m<sup>2</sup>他3筆 田2筆 17,261 m<sup>2</sup> 畑2筆 3,134 m<sup>2</sup> 計 4 筆 20,395 m<sup>2</sup>でございます。貸主 字〇〇1番地126 株式会社 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 摘要といたしまして、今後耕作することがないので、申請地を借主に貸し付けたい。借主 字〇〇540番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 摘要といたしまして 隣接地を耕作しており、経営の効率化を図るため借り受けたいとなっております。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、地区担当委員より報告をお願いします。

(2番 中島)

番号1及び2について報告いたします。

今回の件につきましては、今後耕作することがなく隣接地域を耕作するものへの譲渡及び使用貸借であり、問題ないと思います。

(議 長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。  
—全員挙手— よって議案第15号は原案どおり決定いたします。

日程7 議案第16号「土地の現況証明願いについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第16号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は2件の願い出でございます。

番号1 所在 ○○4丁目367番地6 公簿田 現況農地外 面積 343 m<sup>2</sup> 利用状況 宅地 所有者 栗山町○○4丁目367番 ○○○○ 願出人 栗山町○○3丁目321番地3 株式会社 ○○○○○○○○○ 代表 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号2 所在 ○○3丁目184番地1 公簿畑 現況農地外 面積 658 m<sup>2</sup> 利用状況 宅地として利用 所有者 栗山町○○2丁目104番 ○○○○ 願出人 栗山町○○3丁目96番地67 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。以上です。

(議 長)

はい。この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(4番 鳥村)

平成29年10月28日 第4回農業委員会後に提出のあった現況証明の願い出に基づき、11月22日に清水委員、田村委員、吉川局長、藤沢参与同行のもと現地調査を行いました。

2件とも申請どおりの地目であることを確認してきております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第16号「現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第16号は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第17号「農用地利用集積計画(案)について」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第17号、農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、意見を諮う。今回は賃貸借35件、所有件移転4件、使用貸借1件 計40件です。

整理番号、29賃28-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇13番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇771番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年11月6日 利用権を設定する土地 字〇〇〇773番地 現況、田、面積10,643㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成29年11月30日から平成39年11月30日の10年となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、家族構成は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29賃29-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇168番地63 〇〇〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇46番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年11月13日 利用権を設定する土地 字〇〇45番地1 現況、田、面積2,580㎡他8筆 計9筆



20,422.94 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29年 11月 30日 から平成 32年 11月 30日の 3年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11月 30日 までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、構成員は男 2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240日 と農業経営基盤強化促進法第 18条第 3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 30-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇4 番地 1 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇4 丁目 16 番地 29 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成 29年 11月 6日 利用権を設定する土地 字〇〇206 番地 2 現況、畑、面積 2,084 m<sup>2</sup>他 1 筆 計 2 筆 4,403 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29年 11月 30日 から平成 39年 11月 30日の 10年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11月 30日 までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・種子馬鈴薯で、家族構成は男 1人 女 1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240日 と農業経営基盤強化促進法第 18条第 3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 31-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇93 番地 1 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇291 番地 2 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29年 11月 16日 利用権を設定する土地 字〇〇292 番地 2 の内 現況、畑、面積 4,700 m<sup>2</sup>他 1 筆 計 2 筆 7,000 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29年 11月 30日 から平成 30年 11月 30日の 1年となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11月 30日 までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物はメロンで、家族構成は男 1人 女 4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240日 と農業経営基盤強化促進法第 18条第 3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 32-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇18 番地 4 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成 29年 11月 6日 利用権を設定する土地 字〇〇18 番地 1 の内 現況、畑、面積 20,350 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29年 11月 30日 から平成 39年 11月 30日の 10年となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11月 30日 までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主

な経営作物は水稲で、構成員は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 34-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇40 番地 有限会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇391 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 6 日 利用権を設定する土地 〇〇297 番地 1 現況、田、面積 7,460 m<sup>2</sup>他 11 筆 田 10 筆 70,457.63 m<sup>2</sup> 畑 2 筆 2,094 m<sup>2</sup> 計 12 筆 72,551.63 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 39 年 11 月 30 日の 10 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、構成員は男 1 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 35-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇40 番地 有限会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇771 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 6 日 利用権を設定する土地 字〇〇589 番地 現況、田、面積 11,781 m<sup>2</sup>他 16 筆 計 17 筆 44,422.283 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 39 年 11 月 30 日の 10 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、構成員は男 1 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 所 36-1 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇706 番地 〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 9 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇705 番地 1 現況、田、面積 6,118 m<sup>2</sup>他 2 筆 田 2 筆 8,068 m<sup>2</sup> 畑 1 筆 618 m<sup>2</sup> 計 3 筆 8,686 m<sup>2</sup>でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成 29 年 11 月 30 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融期間口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成 30 年 3 月 15 日となっております。

整理番号、29 所 38-1 利用権の設定を受ける者 札幌市〇〇区〇〇条西 6 丁目 1 番地 23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇71 番地 〇〇〇〇

申出年月日 平成 29 年 10 月 31 日 利用権を設定する土地 字〇〇638 番地 現況、田、面積 28,100 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成 29 年 11 月 30 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融期間口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成 30 年 1 月 10 日となっております。

整理番号、29 賃 39-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇264 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇14 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 2 日 利用権を設定する土地 字〇〇5 番地 1 現況、畑、面積 2,106 m<sup>2</sup>他 4 筆 計 5 筆 18,257 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 39 年 11 月 30 日の 10 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義 〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲・種子馬鈴薯で、家族構成は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 40-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇264 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇区〇〇〇〇西 1 丁目 2-6 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 2 日 利用権を設定する土地 字〇〇3 番地 5 の内 現況、田、面積 4,244 m<sup>2</sup>他 8 筆 田 6 筆 9,196.61 m<sup>2</sup> 畑 3 筆 24,232 m<sup>2</sup>計 9 筆 33,428.61 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 39 年 11 月 30 日の 10 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義 〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲・種子馬鈴薯で、家族構成は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 41-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇68 番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇71 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 7 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇66 番地 4 現況、畑、面積 4,904 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 32 年 11 月 30 日の 3 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義 〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経

営作物は玉葱で、構成員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29所42-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇540番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇265番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年11月10日 利用権を設定する土地 〇〇140番地2 現況、田、面積1,781㎡1筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成29年11月30日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融期間口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成30年5月31日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な営作物は玉葱、小麦で、構成員は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29所43-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇540番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇266番地5 〇〇〇 申出年月日 平成29年11月10日 利用権を設定する土地 〇〇140番地3 現況、田、面積1,800㎡他1筆 計2筆2,305㎡全筆田でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成29年11月30日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融期間口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成30年5月31日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な営作物は玉葱、小麦で、構成員は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29賃44-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇15番地 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇4丁目25番地59 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年11月10日 利用権を設定する土地 字〇〇679番地2 現況、田、面積7,550㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成29年11月30日から平成30年11月30日の1年となっております。賃貸につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。賃貸の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な営作物は水稻で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29賃45-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18番地 〇〇〇〇 利用権を設定す

る者 栗山町字〇〇110番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年11月15日 利用権を設定する土地  
字〇〇210番地1の内 現況、畑、面積14,154㎡他1筆 計2筆14,425㎡全筆畑でございます。設定  
する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成29年11月30日から平成34年11月30  
日の5年となっております。借賃につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして  
合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名  
義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は  
水稻種子馬鈴薯で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日  
と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29賃46-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇91番地1 〇〇〇 利用権を設定す  
る者 栗山町字〇〇168番地13 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成29年11月13日 利用権を設定する  
土地 字〇〇383番地 現況、畑、面積6,783㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきまし  
ては、種類 賃貸借 期間 平成29年11月30日から平成34年11月30日の5年となっております。  
借賃につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でござ  
います。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むもの  
となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男1人  
女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第  
3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29賃47-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇898番地 〇〇〇〇 利用権を設  
定する者 札幌市〇〇区〇〇条西6丁目1番地23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇  
申出年月日 平成29年11月6日 利用権を設定する土地 字〇〇620番地 現況、田、面積976㎡他  
21筆 計22筆67,826㎡全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借  
期間 平成29年11月30日から平成34年9月28日の4年10カ月となっております。借賃につきま  
しては 10aあたり 売買単価に2%を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払  
方法につきましては、毎年12月10日までに〇〇〇〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっておりま  
す。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男3人女3人で地域活  
動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を  
満たしていると考えます。

整理番号、29賃47-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇519番地 〇〇〇〇 利用権を設  
定する者 札幌市〇〇区〇〇条西6丁目1番地23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇  
申出年月日 平成29年11月6日 利用権を設定する土地 字〇〇〇121番地3 現況、田、面積18,975  
㎡他11筆 田11筆6,023㎡ 畑1筆737㎡ 計12筆61,023㎡でございます。設定する利用権の内  
容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成29年11月30日から平成34年9月28日の4年10カ

月となっております。借賃につきましては 10a あたり 売買単価に2%を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年12月10日までに〇〇〇〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男3人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 48-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇533 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇76 番地 6 〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 10 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇538 番地 1 現況、田、面積 5,589 m<sup>2</sup>他 1 筆 計 2 筆 8,579 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 30 年 11 月 30 日の 1 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 49-1 利用権の設定を受ける者 〇〇町〇〇1907 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇町〇〇3247 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 9 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇918 番地 現況、田、面積 17,289 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 30 年 11 月 30 日の 1 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 49-2 利用権の設定を受ける者 〇〇町〇〇3199 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇町〇〇3247 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 9 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇109 番地 1 現況、田、面積 12,990 m<sup>2</sup>他 4 筆 計 5 筆 21,086 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 30 年 11 月 30 日の 1 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 50-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇168 番地 4 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇3 丁目 150 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 10 日 利用権を設定する土地 字〇〇4 番地 1 現況、田、面積 26,819 m<sup>2</sup>他 1 筆 計 2 筆 28,130 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 32 年 11 月 30 日の 3 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに 〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦、玉葱で、家族構成は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 51-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇926 番地 1 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇4 丁目 10 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 14 日 利用権を設定する土地 字〇〇732 番地 1 現況、田、面積 2,905 m<sup>2</sup>他 6 筆 田 6 筆 51,654 m<sup>2</sup> 畑 1 筆 6,343 m<sup>2</sup> 計 7 筆 57,997 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 34 年 11 月 30 日の 5 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに 〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 52-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇205 番地 農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇205 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 13 日 利用権を設定する土地 字〇〇553 番地 2 現況、田、面積 4,728 m<sup>2</sup>他 10 筆 田 10 筆 38,453 m<sup>2</sup> 畑 1 筆 609.15 m<sup>2</sup> 計 11 筆 39,062.15 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 39 年 11 月 30 日の 10 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに 〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、構成員は男 2 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 使 53-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇205 番地 農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇205 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 13 日 利用権を設定する土地 字〇〇159 番地 30 現況、畑、面積 375 m<sup>2</sup>他 22 筆 田 4 筆

18,258 m<sup>2</sup> 畑 19 筆 112,266.51 m<sup>2</sup> 計 23 筆 130,524.51 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 39 年 11 月 30 日の 10 年となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、構成員は男 2 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 54-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇624 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇27 番地 2 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 13 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇20 番地 1 現況、田、面積 585 m<sup>2</sup>他 14 筆 計 15 筆 62,379 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 貸貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 39 年 11 月 30 日の 10 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 55-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇624 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇752 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 13 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇748 番地 1 現況、田、面積 32,848 m<sup>2</sup>他 2 筆 計 3 筆 40,453 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 貸貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 34 年 11 月 30 日の 5 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 56-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇624 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇804 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 13 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇232 番地 1 現況、田、面積 8,402 m<sup>2</sup>他 3 筆 田 3 筆 20,602 m<sup>2</sup> 畑 1 筆 2,738 m<sup>2</sup> 計 4 筆 23,340 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 貸貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 33 年 11 月 30 日の 4 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件



を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 57-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇61 番地 4 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇923 番地 〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 13 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇920 番地 現況、田、面積 7,463 m<sup>2</sup>他 1 筆 計 2 筆 11,218 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 32 年 11 月 30 日の 3 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 58-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇61 番地 4 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇3 丁目 99 番地 47 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 13 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇725 番地 現況、田、面積 2,627 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 32 年 11 月 30 日の 3 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 59-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇61 番地 4 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇1 丁目 7 番地 7 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 13 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇694 番地 1 現況、田、面積 2,971 m<sup>2</sup>他 1 筆 計 2 筆 6,654 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 32 年 11 月 30 日の 3 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 60-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇624 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇210 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 15 日 利用権を設定する土地 字〇〇478 番地 3 現況、畑、面積 27,882 m<sup>2</sup>他 4 筆 田 1 筆 3,324 m<sup>2</sup> 畑 4 筆 41,743 m<sup>2</sup> 計 5 筆 45,067 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月

30日から平成39年11月30日の10年となっております。借賃につきましては10aあたり田〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29賃61-1 利用権の設定を受ける者 栗山町〇2丁目48番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇2丁目87番地2 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成29年11月21日 利用権を設定する土地 〇2丁目87番地1の内 現況、畑、面積3,550㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成29年11月30日から平成30年11月30日の1年となっております。借賃につきましては10aあたり畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、構成員は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29賃62-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇7番地 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇4番地 〇〇〇 申出年月日 平成29年11月17日 利用権を設定する土地 字〇〇508番地 現況、田、面積5,436㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成29年11月30日から平成32年11月30日の3年となっております。借賃につきましては10aあたり田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、玉葱で、家族構成は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29賃63-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇7番地 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇1番地10 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年11月17日 利用権を設定する土地 字〇〇503番地 現況、田、面積4,954㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成29年11月30日から平成32年11月30日の3年となっております。借賃につきましては10aあたり田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、玉葱で、家族構成は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18

条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 64-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇153 番地 13 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇302 番地 3 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 20 日 利用権を設定する土地 字〇〇298 番地 3 現況、畑、面積 9,919 m<sup>2</sup>他 1 筆 計 2 筆 16,466 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 39 年 11 月 30 日の 10 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 65-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇161 番地 8 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇150 番地 44 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 17 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇145 番地 1 現況、田、面積 5,053 m<sup>2</sup>他 13 筆 計 14 筆 59,698 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 32 年 11 月 30 日の 3 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 66-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇95 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇90 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 20 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇27 番地 4 の内 現況、田、面積 3,758 m<sup>2</sup>他 4 筆 計 5 筆 12,378 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 30 年 11 月 30 日の 1 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は種子馬鈴薯、小麦で、家族構成は男 2 人女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 67-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇338 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇389 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 20 日 利用権を設定する土地 字〇〇387 番地 1 現況、畑、面積 1,251 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 11 月 30 日から平成 38 年 11 月 30 日の 9 年となっております。

借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

(議長)

はい。只今、事務局より貸貸借 35 件、所有権移転 4 件、使用貸借 1 件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。

木内委員退席願います。

(木内委員退席)

整理番号 29 賃 28-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 28-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 29 賃 28-1 は原案どおり決定いたします。

(木内委員着席)

つづきまして、整理番号 29 賃 32-1 について審議したいと思いますので、亀田委員退席願います。

(亀田委員退席)

整理番号 29 賃 32-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 32-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 29 賃 32-1 は原案どおり決定いたします。

(亀田委員着席)

つづきまして、整理番号 29 賃 66-1 について審議したいと思いますので、笹谷委員退席願います。

(笹谷委員退席)

整理番号 29 賃 66-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 66-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 29 賃 66-1 は原案どおり決定いたします。

(笹谷委員着席)

これからは、整理番号順に審議したいと思います。

整理番号 29 賃 29-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 29-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 29-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 30-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 30-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 30-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 31-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 31-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 31-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 34-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 34-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 34-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 35-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 35-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 35-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 36-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 36-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 36-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 38-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 38-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 38-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 39-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 39-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 39-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 40-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 40-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 40-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 41-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 41-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 41-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 42-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 42-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 42-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 43-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 43-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 43-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 44-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 44-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 44-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 45-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 45-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 45-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 46-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 46-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 46-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 47-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 47-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 47-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 47-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 47-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 47-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 48-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 48-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 48-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 49-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 49-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 49-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 49-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 49-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 49-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 50-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 50-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 50-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 51-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 51-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 51-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 52-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 52-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 52-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 使 53-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 使 53-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 使 53-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 54-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 54-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 54-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 55-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 55-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 55-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 56-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 56-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 56-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 57-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 57-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 57-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 58-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 58-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 58-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 59-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 59-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 59-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 60-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 60-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 60-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 61-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 61-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 61-1 は原案どおり決定いたします。



整理番号 29 賃 62-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 62-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 62-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 63-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 63-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 63-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 64-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 64-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 64-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 65-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 65-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 65-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 67-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 67-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 67-1 は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 18 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第 19 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は 3 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字 〇〇1 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 6 日 申出地所在 字 〇〇406 番地 1 地目は公簿、現況ともに田 面積 1,345 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。次のページに今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(15番 田村)

〇〇さんにおかれましては、高齢のため農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、第2候補に〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として中島委員と私で進めていきたいと思しますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、田村委員、中島委員よろしくお願いします。

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇80番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年11月6日  
申出地所在 字〇〇〇57番地4 地目は公簿、畑 現況、田 面積18㎡他11筆 田10筆9,695㎡  
畑2筆12,817㎡ 計12筆22,512㎡でございます。次のページに今回の申出地と周辺の耕作者等記載  
しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(5番 笹谷)

〇〇さんにおかれましては、高齢のため農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に有限会社 〇〇〇〇、第2候補に〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として亀田委員と私で進めていきたいと思しますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。只今、番号2について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ご

ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、笹谷委員、亀田委員よろしく  
お願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 ○○市○○区○○○3条7丁目6番20 ○○○○他3名 申出年月日 平成29年11月20日 申出地所在 字○○29番地21 地目は公簿、現況ともに畑 面積4,978㎡外2筆 計3筆39,369㎡全筆畑でございます。次のページに今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(12番 清水)

○○○○さん他3名所有の農地につきましては、今後耕作する予定もなく、農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に○○○○さん、第2候補に有限会社 ○○○○○○○○ということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として寺委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。只今番号3について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。それでは、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、清水委員、寺委員よろしく  
お願いします。

日程10 議案第19号「農地利用の最適化の推進に関する指針（案）について」事務局の説明を求めます。

（事務局）

議案第19号 農地利用の最適化の推進に関する指針（案）について農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づく、農地利用の最適の推進に関する指針（案）について、農業委員会の決定を求める。

本件につきましては、今年から新たに創設された、農地利用最適化交付金事業について、この交付金事業を申請する場合に、農業委員会総会の議決を得た、指針の作成が必要となることにより提案するものです。栗山町においては、以前より、担い手への農地の集積や、遊休地の解消・発生防止などの取り組みを推進しておりますが、この交付金事業の趣旨といたしましてもこのような取り組みを実施した場合に委員報酬等の一部を交付金により交付するものであり、農地利用の最適化を推進し、目標を達成するため具体的な取り組みを指針として策定するものであります。

以上、農地利用の最適化に関する指針の策定について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（議長）

はい。事務局から提案理由の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。（ハイの声）

それでは、採決に移ります。

議案第19号「農地利用の最適化の推進に関する指針（案）について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第19号については原案どおり決定といたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終了でございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

（議長）

次期総会の日程は12月26日の水曜日 午前3時30分から、現地調査につきましては12月19日火曜日 午前9時30分から 第5班 塚本委員、亀田委員、木内委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

（事務局長）

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前10時45分終了)